

# 一般社団法人地域経済総合研究所 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人地域経済総合研究所と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本法人は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本法人は、地域経済の発展に寄与するため、関係分野の情報ネットワークを活用し、幅広い視野からの分析及び調査研究に関する事業等を行い、ソフト面を重視した地域経済の活性化、個性ある地域づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域経済の振興、産業の新動向等に関する調査研究
- (2) 地域経済の振興に関する刊行物の出版及び頒布
- (3) 地域経済の振興に寄与した企業、団体に対する表彰
- (4) 地域経済の振興に関する研究会、講演会等の開催
- (5) 地域経済の振興に関する調査研究の受託
- (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本法人の会員は、本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体をもって民法上の社員とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、理事長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。

- (2) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

(種類及び定数)

第12条 本法人に、次の役員を置く。

- 理事 5人。
- 監事 2人。

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において会員（団体の場合にあってはその代表者）及び学識経験のある者の中から選任する。

- 2 理事は互選により、会長、理事長を選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 4 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

(職務)

第14条 会長は、本法人の運営の基本に関する事項について意見を述べることができる。

- 2 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 会計を監査すること。

- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は自治大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。

#### (任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に耐えなないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (報酬等)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 総会

#### (種別)

第18条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### (構成)

第19条 総会は会員をもって構成する。

#### (権能)

第20条 総会は、この定款で定めるもののほか、本法人の運営に関する重要事項を議決する。

#### (開催)

第21条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第22条 総会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第30条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数等)

第33条 理事会には、第24条から第27条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

## 第6章 評議員

(評議員)

第34条 評議員は、理事会で推薦し、理事長が委嘱する。

2 評議員は、理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べることができる。

3 評議員会は、理事長が必要と認めたとき開催する。

## 第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第35条 本法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費

(2) 寄附金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(財産の管理)

第36条 本法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 本法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第38条 本法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て、総務大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 本法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を受けた後、総会の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に総務大臣に報告しなければならない。

(長期借入金)

第41条 本法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経、かつ、総務大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第42条 本法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、内閣府の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第44条 本法人は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、内閣府の許可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第45条 本法人の解散のときに有する残余財産は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、内閣府の許可を得て、本法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第9章 事務局

(設置等)

第46条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第47条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

## 第10章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、本法人の移行認可のあった日から施行

①

一般社団法人地域経済総合研究所

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-5-8 麹町センタービル8階

TEL. 03(5913)7011/FAX. 03(3907)6195

E-mail: [chikisouken@gmail.com](mailto:chikisouken@gmail.com)